

(別紙1)

社会福祉法人指導監査結果

社会福祉法人ひばり保育会

1. 指導監査実施年月日 平成29年10月20日(金)

2. 文書指摘事項

区分	指摘事項	前回監査時 文書指摘事項
I-3(2) 評議員会の招 集・運営 I-5(3) 監事の職務・義 務 I-6(1) 理事会の審議状 況	<p>平成28年度中及び平成29年度において開催された評議員会及び理事会にかかる一連の手続きについて、次のとおり不適切な点が見られた。</p> <ul style="list-style-type: none">・評議員会及び理事会の開催される日の1週間前までに通知が発出されていない事例があった。ついては、法令の規定に従い適切に招集通知を発出すること。・平成29年6月30日に開催された定時評議員会について、当該評議員会の議題及び議案の概要が理事会において審議されていなかった。平成29年4月1日以降に開催される評議員会において審議する議題及び議案の概要については、理事会の決議によって定める必要がある。ついては、今後理事会及び評議員会を開催する際に留意すること。・社会福祉法の改正に伴い、監事に対し理事会への出席義務が課せられているが、平成29年6月13日に開催された理事会において、監事の出席がない。監事が全員欠席したとしても理事会の定足数を満たしていれば理事会は成立するが、理事の職務執行を監査するという監事の重要な役割を放棄することにつながる。ついては、理事会の日程調整に際しては理事のみならず監事も出席できるよう配慮すること。 <p>根拠法令 社会福祉法第45条の9第10項において準用される一般財団法人及び一般社団法人法(以下、一般法人法という)第182条第1項(1週間前までの通知) 社会福祉法第45条の9第10項において準用される一般法人法第181条(招集の決定事項) 社会福祉法施行規則第2条の12(招集の決定事項) 社会福祉法第45条の18第3項において準用される一般法人法第101条第1項(監事の理事会への出席義務)</p>	
I-6(1) 理事会の審議状 況	<p>貴法人旧定款(平成29年3月31日まで適用されていた定款を指す。以下同じ)第9条第5項及び第7項において、理事会は理事総数の3分の2以上の出席をもって成立し、法令に特別の定めがある場合及び定款に別段の定めがある場合を除き理事総数の過半数で決定し、可否同数の時は議長の決するところによる旨規定されている。</p> <p>平成28年8月17日、平成29年3月8日及び3月29日に開催された理事会について、理事総数6名に対し4名の出席となって</p>	○

	<p>いる。そのうち議長1名は可否同数の場合以外議決権を有さないため、例え議長以外の出席理事全員が当該理事会において審議された議案に賛成したとしても理事総数の過半数の賛成（4名以上）を得ることができず、決議が成立していない。ついては、議決要件を満たしたうえで追認を図ること。</p> <p>なお、社会福祉法改正により平成29年4月1日以降は理事会の成立要件及び議決要件が変更となっていることを申し添える。</p> <p>根拠法令</p> <p>【平成28年度中】旧社会福祉法（平成29年4月1日以前に適用されていた社会福祉法を指す。）第39条</p> <p>【平成29年度以降】社会福祉法第45条の14第4項、第5項</p>	
<p>Ⅲ－２（１） 基本財産</p>	<p>貴法人定款第29条（旧定款では第19条）において、基本財産を処分する際には、理事会及び評議員会の承認を得て、事前に米子市長に対し基本財産処分承認申請を行う旨定めている。</p> <p>しかし、夜見保育園増改築にあたり旧園舎の取壊しを実施しているが、理事会及び評議員会において基本財産処分について審議した明確な記録がなく、当該事項について理事会・評議員会の承認を得られているか定かでない。また、現在に至るまで米子市長に対し基本財産処分承認申請が行われていない。ついては、すみやかに所要の手続きを行うとともに、今後は基本財産処分実施前に基本財産処分承認申請を行うよう徹底すること。</p> <p>根拠法令</p> <p>「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付厚生省社会・援護局長他連名通知）別紙「社会福祉法人審査基準」第5（2）</p>	
<p>Ⅲ－３（３） 会計処理</p>	<p>平成28年度中に実施した入札及び契約について、次のとおり不適切な点が見受けられた。</p> <p>夜見保育園園舎増改築工事設計監理関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該設計監理について、平成28年8月5日付で（株）日比野設計と37,314,000円の随意契約を締結している一方で、理事会の承認が平成28年8月17日と事後承認になっている。貴法人理事長専決規程第2条第5項において、建設工事請負や物品購入等の契約のうち軽微なもの（160万円以下）であれば理事長専決を執行することが可能である旨定められているが、今回の契約は理事長専決可能な金額を超過している。 ・当該設計監理において随意契約を締結した理由について、「設計可能業者が一社のため」とのことであるが、その根拠が明らかでなく、貴法人経理規程第67条第1項各号に定める随意契約によることのできる合理的な理由に該当すると判断しがたい。 <p>ひばり放課後児童クラブ棟改修工事関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年11月4日付で入札を実施しているひばり放課後児童クラブ室等改修工事において、指名業者の選定等について評議員会及び理事会で審議した経過が議事録に見受けられない。 <p>ひばり保育園厨房機器納入関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年8月31日付で（有）エフエスエーシステムズと随意契約を締結しているひばり保育園厨房機器の納入（4,806,000円）について、平成28年8月17日に開催された評議員会及び理事会において随意契約を締結する合理的な理由の説明が十分に行われたことが議事録から読み取れない。また、随意契約を締結した理由 	

は「過去にひばり保育園に厨房機器を納入した実績があるため」とのことであったが、貴法人経理規程第57条第1項各号に定める随意契約によることができる合理的な理由に該当すると判断しがたい。

その他

・請求書の日付が空欄となっているものが散見される。(夜見保育園改築工事、夜見保育園改築工事設計監理業務にかかるもの等)

については、工事請負契約や物品購入契約等に際しては、経理規程や理事長専決規程を遵守し適正に処理すること。

また、貴法人経理規程第25条において、金銭の支払いは請求書その他取引を証する書類に基づいて行う旨が定められている。については、金銭支出の根拠を明らかなものとするために、請求書を適切に整備すること。

根拠法令

理事長専決規程第2条第5項

経理規程第67条第1項

社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて(平成12年2月17日付厚生大臣官房障害保健福祉部企画課長他連名通知)1(3)

※なお、本通知は平成29年4月1日をもって廃止されている。現行の「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成29年3月29日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長総務課長他連名通知)においては、随意契約によることができる基準等が一部緩和されているが、緩和された基準を適用するためには貴法人経理規程の改正が必要であることを申し添える。経理規程の改正に際しては、以下に掲げる資料を参考にされたい。

参考資料

平成29年版 社会福祉法人モデル経理規程(平成29年4月1日施行)平成29年3月15日付 全国社会福祉法人経営者協議会作成

※文書指摘事項については、別記様式による是正改善状況の報告が必要です。